

令和8年熊本地震に関する被害状況等について（第4報）

【児童福祉施設等関係】

（1）児童福祉施設等の被害状況

熊本県内の9施設から以下の報告あり。（7/29）

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			建物被害		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県（合計）	9	9	6	6	6	3	3	0
宇城市 （うきし）	1	1	-	-	1	1	-	-
八代市 （やつしろし）	2	2	2	2	1	0	2	0
御船町 （みふねまち）	1	1	1	1	-	-	-	-
益城町 （ましきまち）	4	4	3	3	3	1	1	0
甲佐町 （こうさまち）	1	1	-	-	1	1	-	-
合計	9	9	6	6	6	3	3	0

（2）利用者関係

○被災した教育・保育給付認定保護者等に対して、市町村の判断により、利用者負担額を減免した際に、減免した部分についても国と地方の補助割合に従い補助対象とする。（7/28）

○災害等やむを得ない事情がある場合には、利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができる旨の運営基準規定を周知し、各施設等における利用定員の弾力化について配慮を要請。（7/28）

[illegible]

	宇城市 (うきし)	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
合計		<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>3</u>	<u>3</u>

(2) 利用者関係

○災害により被災した要援護障害者等への対応について

- ・災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。(7/28)

○災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

- ・定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。(7/28)

(3) 事業者関係

○障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて

- ・人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(7/28)

(4) その他

○障害児者の安否確認等について

- ・市町村が障害児についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。(7/28)

以上